

公布された条例のあらまし

◇奈良県地方創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を令和二年十月三十日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 個人県民税関係

(1) 給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、給与所得者又は公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置を講ずることとした。

(2) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。

(3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を三年延長することとした。

(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を三年延長する等所要の措置を講ずることとした。

2 法人事業税関係

(1) 電気供給業のうち、電気事業法に規定する小売電気事業（これに準ずる一定の事業を含む。以下「小売電気事業等」という。）及び同法に規定する発電事業（これに準ずる一定の事業を含む。以下「発電事業等」という。）に係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあつては収入割額、付加価値割額及び資本金割額の合算額によって、資本金一億円以下の普通法人等にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課するものとするものとした。

- (2) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する法人の事業税の税率を次のとおりとすることとした。
- ア 資本金一億円超の普通法人
- (ア) 収入割 百分の〇・七五
- (イ) 付加価値割 百分の〇・三七
- (ウ) 資本割 百分の〇・一五
- イ 資本金一億円以下の普通法人等
- (ア) 収入割 百分の〇・七五
- (イ) 所得割 百分の一・八五
- 3 不動産取得税関係
- (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和四年三月三十一日まで延長することとした。
- (2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和四年三月三十一日まで延長することとした。
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和四年三月三十一日まで延長することとした。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 第二 奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正
- 単身児童扶養者（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）を個人の県民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等所要の措置を講ずることとした。
- 第三 施行期日等
- 1 令和二年四月一日から施行することとした。
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

1 不動産取得税等の課税免除及び事業税等の不均一課税

特別償却設備を新設し、又は増設した者について課する不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率の特例措置の適用期限を、令和四年三月三十一日まで二年延長することとした。

2 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。